

書類(運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚)

◆問合せ先

下北地域県民局県税部
納税管理課
☎ 0175-22-8581
(内線203)

○春の全国交通安全運動

スローガン

「あなたも参加

わたしもやります

“交通安全”

5月11日(木)から20日(土)まで全国一斉の交通安全運動が実施されます。運動期間の推進事項として、

1 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保と安全運転意識の向上

スローガン「運転は

ゆとりとマナーの 二刀流」

2 自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

スローガン「自転車に

乗るなら必ず ヘルメット」

3 夕暮れ時・夜間の交通事故防止

スローガン「反射材

「ここにいるよ！」のメッセージ」

4 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底。

スローガン「守りたい

チャイルドシートで 未来の希望」

5 飲酒運転等の根絶と妨害運転の防止。

スローガン「「なんで来た？」

乾杯前の 合言葉」

むつ地区交通安全協会でも、地域から悲惨な事故をなくし、安全で住み良い街づくりのために様々な活動を行っています。

この活動を支えているのは会員のみなさまの会費と協賛金です。

みなさまのご支援とご協力をお願いします。

会員会費は「年間600円」

協賛金は一口「5,000円から」

免許更新時及び平日に受け付けております。(8:30~17:00)

◆問合せ先

むつ警察署内
むつ地区交通安全協会
☎ 0175-23-6742

労働保険の年度更新手続きを お忘れなく！

労働保険では、前年度の保険料を精算するための確定保険料と新年度の概算保険料の申告・納付の手続きが必要となります。これを「労働保険年度更新」といいます。

労働保険年度更新の手続きは、6月1日(木)から7月10日(月)までの間に行ってください。

なお、申告手続きは窓口又は郵送によるほか、インターネットからの電子申請が便利ですので、ご活用ください。

また、保険料は、口座振替による納付が便利ですので、ご活用ください。

詳しくは、厚生労働省又は青森労働局のホームページを検索いただくか、お近くの労働基準監督署又は青森労働局総務部労働保険徴収室(電話017-734-4145)までお問い合わせください。

◆ホームページ

・厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

・青森労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>

県税の納税証明書の

交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込み等のため、県税(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税等、個人事業税等)の納税額又は未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類等をご準備の上、県税部窓口に交付申請してください。郵送による交付申請も可能です。詳しくは県税部までお問い合わせください。

1 本人申請の場合

(1) 申請書(県税部窓口に備付。県のホームページからもダウンロードできます。)

(2) 本人確認ができる公的書類(運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚)

(3) 手数料 1通につき400円分の県証紙

2 代理人申請の場合

前記1(1)、(3)のほか、次の書類等をご準備ください。

(4) 納税義務者の自署による委任状(委任について、ご本人に確認させていただく場合がありますので、電話番号をご記入ください。)

(5) 代理人の本人確認できる公的

お知らせ

募 集

イベント情報



お知らせ

後期高齢者医療

被保険者のみなさまへ

1 令和5年度の青森県後期高齢者医療保険料について

保険料は、均等割額(被保険者全員が納める額)と所得割額(所得に応じて納める額)の合計です。次の方は保険料が軽減されます。

(1) 所得が少ない方の軽減

・同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。その要件が、次のとおり変わりました。

○軽減割合が7割

【世帯の所得額の合計が】

43万円+(10万円×年金・給与所得者等の数-1)以下の方

○軽減割合が5割

【世帯の所得額の合計が】

43万円+(29万円×被保険者の数)+(10万円×年金・給与所得者等の数-1)以下の方

○軽減割合が2割

【世帯の所得額の合計が】

43万円+(53.5万円×被保険者の数)+(10万円×年金・給与所得者等の数-1)以下の方

(2)被用者保険の被扶養者であった方の軽減

・均等割額が5割軽減されます。

(資格取得後2年間)

※世帯の所得が少ない方は、7割軽減が受けられます。

・所得割額の負担が免除されます。

令和5年度保険料に関する通知は、7月にお届けします。

2 交通事故等にあつたとき

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ずお住まいの市町村へ届出してください。また、自損事故や、業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

◆問合せ先

東通村税務住民課国民健康保険G

☎ 0175-27-2111(代表)

☎ 0175-33-2134(直通)

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821